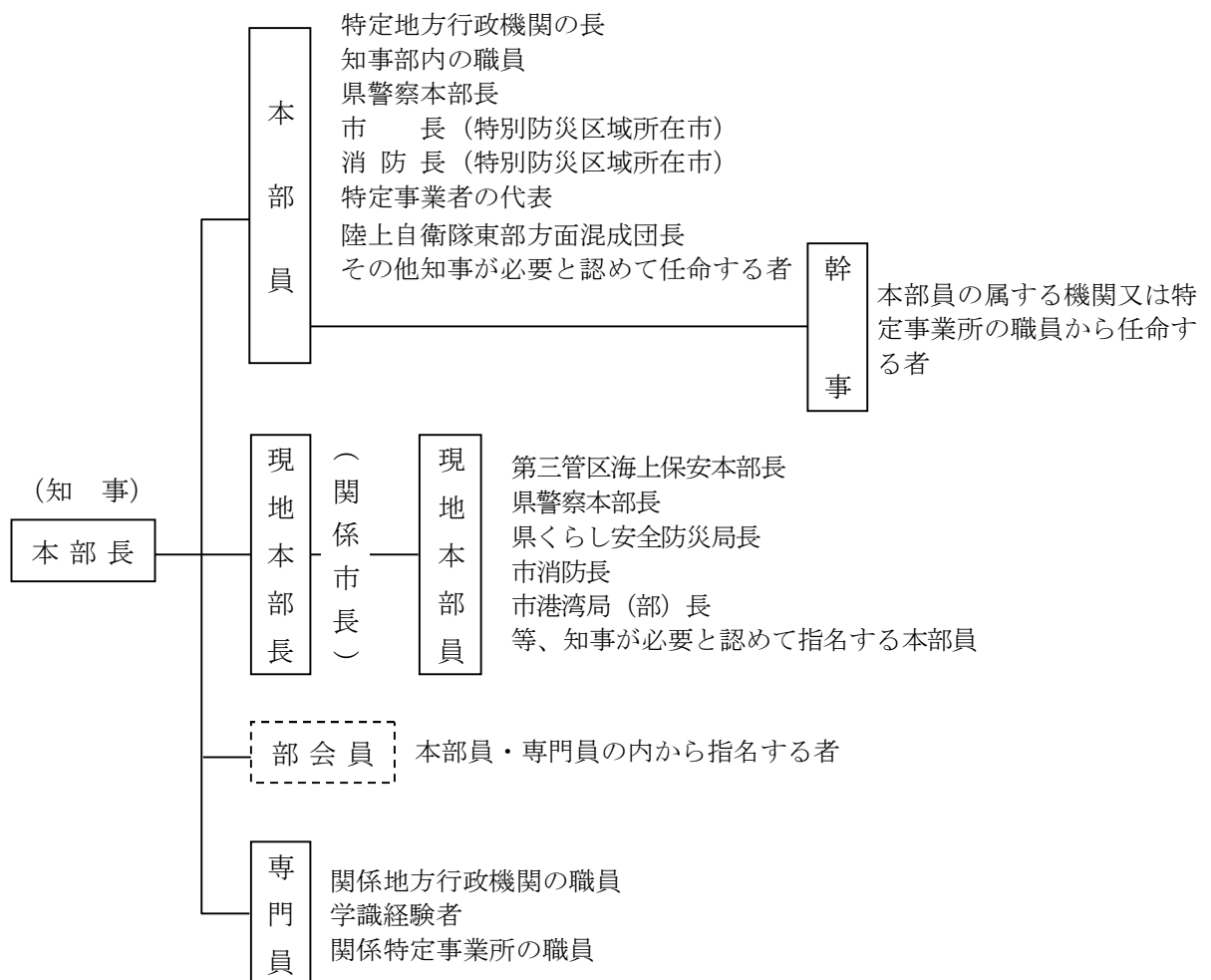


第2編 防災組織

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所は、総合的な防災体制を確立するため、防災組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部

1 体系図



2 石油コンビナート等防災本部

県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

(1) 設置の根拠

石災法第27条

(2) 所掌事務

- ア 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- イ 防災に関する調査研究
- ウ 防災に関する情報収集、伝達
- エ 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整

- オ 現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示
- カ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- キ その他防災に関する重要事項の実施推進

(3) 事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局消防保安課職員をもって構成する。

(4) 本部連絡員

本部員は、あらかじめ本部連絡員を定めておく。本部連絡員の業務は第5編に記載のとおりとする。

3 石油コンビナート等現地防災本部

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、関係市長を現地本部長とした石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

(1) 設置の根拠

石災法第29条

(2) 所掌事務

- ア 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
- イ 防災活動現場からの被害等情報の収集及び伝達
- ウ 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- エ 防災本部への要請事項の決定
- オ 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- カ 防災本部への情報提供及び報告
- キ 防災関係機関等相互の情報連絡の調整
- ク その他本部長が指示する事項及び応急対策上必要な事項

(3) 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該区域内で緊急に統一的な防災活動を実施するために本部長が必要と認めたときに設置する。また、上記に係らず、関係市長は、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、現地本部を設置できるものとする。この場合において、現地本部は本部長が設置したものとみなす。

【神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準】**ア 自然災害**

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (イ) 関係市内（横浜市及び川崎市）で震度5（強）以上の地震を観測したとき
- (ウ) 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に「大津波」又は「津波」の津波警報を発表したとき

イ 事故災害

- (ア) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合
- (イ) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合
- (ウ) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

(4) 組織

現地本部長は、本部長が災害の発生場所等、災害状況を考慮して定めた者若しくは現地本部を設置した市の市長とし、現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

なお、現地本部員は、自己の代理として所属職員を出席させることができる。

(5) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として災害の発生場所の所在する市役所、消防本部・署とする。ただし、災害の発生場所、発生状況を考慮し、現地本部長が適当と認める場所に設置することができる。

(6) 事務局

関係市の防災主管課（室）が中心となり事務局を構成する。

(7) 現地本部連絡員

現地本部員は、あらかじめ現地本部連絡員を定めておく。現地本部連絡員の業務は第5編に記載のとおりとする。

4 災害対策基本法に基づく災害対策本部等との関係

特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。

このほか、特別防災区域内の特定事業所等に対する武力攻撃災害等において、国民保護対策本部が設置された場合も同様とする。

- | | | |
|----|-----------|--------------------------------|
| 資料 | 1 1 - 1 | 神奈川県石油コンビナート等防災本部条例 |
| | 1 1 - 2 | 神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱 |
| | 1 1 - 3 | 神奈川県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿 |
| | 1 1 - 4 | 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準 |
| | 1 1 - 1 2 | 神奈川県危機管理規則 |
| | 1 1 - 1 3 | 神奈川県危機管理対策本部要綱 |
| | 1 1 - 1 4 | 神奈川県危機管理対策会議設置要綱 |
| | 1 1 - 1 5 | 県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱 |

第2章 特定事業所の防災組織

1 自衛防災組織

- (1) 設置の根拠
石災法第16条
- (2) 業務
 - ア 日常時における防災巡回及び点検に関する業務
 - イ 災害時における統轄、指揮に関する業務
 - ウ 災害情報の収集に関する業務
 - エ 防災要員の非常招集に関する業務
 - オ 消火作業等応急措置に関する業務
 - カ 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する業務
 - キ 一般従業員の避難誘導に関する業務
 - ク 災害現場周辺の警戒、警備に関する業務
 - ケ 負傷者の応急救護、収容に関する業務
 - コ 防災資機材等の調達支給に関する業務
 - サ 非常食糧、飲料水の備蓄に関する業務
 - シ 報道関係者、来訪者等の応接に関する業務
 - ス 周辺住民に対する防災情報の提供に関する業務
 - セ その他必要な業務

2 共同防災組織

- (1) 設置の根拠
石災法第19条
- (2) 業務
 - ア 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
 - イ 防災要員の防災技術向上に関する業務
 - ウ 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務

3 広域共同防災組織

- (1) 設置の根拠
石災法第19条の2
- (2) 業務
 - ア 大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）を用いて行う防災活動に関する業務
 - イ 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
 - ウ 防災要員の防災技術向上に関する業務
 - エ 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務
 - オ 防災関係機関との連絡体制の確立に関する業務

4 石油コンビナート等特別防災区域協議会

- (1) 設置の根拠
石災法第22条
- (2) 業務
 - ア 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

- イ 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- ウ 災害の発生又は拡大の防止に関する特定事業所職員への教育の共同実施
- エ 共同防災訓練の実施

- 資料 1 1 - 3 2 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則
- 1 1 - 3 3 根岸臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則
- 1 3 - 1 共同防災組織の概要

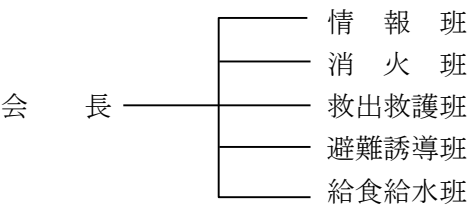
第3章 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を単位として設置する。

2 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。



3 留意事項

特別防災区域内の自主防災組織として、次の事項に留意して住民自ら防災活動の推進を図る。

- 近隣の特定事業所等と協力し、避難路及び避難地の確保に努める。
- 近隣の特定事業所等と協力し、防災訓練を行うように努める。
- 災害の発生に備え、近隣の特定事業所の防災資機材等の共同利用に努める。
- 近隣の特定事業所との防災・安全情報の相互提供に努める。